

特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等について（案）

1. 新たに講ずべき具体的な施策

(1) 人材確保

○航空物流における外国人材の活用

- ・航空物流分野の人手不足に加え、成田空港の「更なる機能強化」により国際航空貨物取扱量の大幅な増加が見込まれるため、貨物取扱業務に従事する人材の確保が必要となっていることを踏まえ、特定技能「航空分野（空港グラウンドハンドリング）」の外国人が、空港敷地外の保税蔵置場等において、国際航空物流拠点に係る貨物取扱業務に従事することを可能とすることについて、成田空港の「更なる機能強化」に向けた取組の進捗等を踏まえ、必要な措置を講ずる。

○高校卒業保育従事者による保育士試験受験時期の早期化

- ・高校卒業後に保育従事者となっている者が保育士試験を受験するためには、受験申請時点で2年以上の実務経験が必要となっているが、受験機会の拡大・早期化と保育士確保に資するよう、試験から1年以内に2年間の実務経験を満たす見込みがある場合に受験を可能とすることについて、2026年度に実施される試験を目指して、一般制度化のために必要な措置を講ずる。

(2) 環境

○食品リサイクル推進に向けた規制緩和

- ・主に都市部における外食や食品小売業の食品リサイクルを促進するため、食品循環資源のメタン発酵から得られた電力を特定農畜水産物の生産等に利用する取組を新たに食品リサイクルループの認定対象とすることの検討に当たっては、食品リサイクル法基本方針の優先順位を前提に、肥飼料化が困難な食品循環資源の基準や認定要件の確認方法等について、2025年度までに農林水産省及び環境省が連携して調査・検討を行い、必要に応じて関係審議会の議を経て、2026年度までのできるだけ早期に必要な措置を講ずる。
調査・検討に際しては、肥飼料化の取組実態や食品循環資源の性状等の技術的観点に基づき、経済合理性や地域の実情等を考慮しつつ行う。

○ニホンジカの生息頭数適正化

- ・長崎県対馬市においては、適正な生息頭数の10倍以上に繁殖したニホンジカによって、農作物への被害のみならず、下層植生の衰退による災害誘発懸念や、希少植物消失など影響は深刻かつ多岐にわたっている。ニホンジカの生息頭数の増加に伴う影響の増大への対応は全国的な課題であり、人手不足など地域の深刻な実情を踏まえつつ、環境省は今後速やかに、対馬市に対し、全国で実施しているシカ捕獲の知見のうち、現地に適した捕獲方法を提案するほか、対策の進捗を関係者間で管理しつつ、ニホンジカの捕獲方法についての適切な助言や長崎県を通じた交付金による捕獲など、生息頭数の適正化に向けた対馬市の実情を踏まえた実効的な支援を行う。

(3)新技術の活用・スタートアップ支援

○Wi-Fi HaLowの送信時間制限の緩和

- ・山間部の林業現場における安全性の向上やデジタル化の推進のため、提案主体からの実験試験局の免許申請に係る手続について可能な限り早期に完了し、提案主体による試験結果や混信検討結果並びに当該提案主体の要望を踏まえ、山間部におけるWi-Fi HaLowの送信時間制限の無制限化の可能性について検討を行う。

○医療・介護現場でのバイタル計測における電波利用促進

- ・医療・介護現場等における、遠隔で心拍数や呼吸数などのバイタルを計測可能な122GHz帯センサーに関し、提案主体からの実験試験局の免許申請に係る手続について可能な限り早期に完了し、提案主体による試験結果や混信検討結果並びに当該提案主体の要望を踏まえ、その導入可能性について検討を行う。

○病院寝具類を受託するクリーニング所における消毒方法の追加

- ・病院寝具類の洗濯を受託するクリーニング所における寝具類の消毒方法について、アルカリイオン電解水による消毒方法を追加するために必要な提案者による検証が早期に着手できるよう、厚生労働省は提案者に適切な助言を行うとともに、提案者から必要な検証結果が提出された後、その検証結果を踏まえ、必要な検討会を開催し、追加の可否について結論を得る。

○水素導管に関する新たな技術の審査制度の創設

- ・水素の社会実装に向けて、ガス事業法において、現行の技術基準で求める技術以外について審査を可能とする大臣特認制度を創設する省令を、2024年4月に措置した。

引き続き、当該制度において安全審査を行うワーキングを、2024年度中に設置する。

○公立大学法人によるスタートアップ投資環境の整備

- ・公立大学法人においても、国立大学法人と同水準の範囲の出資を可能とする環境の整備に関し、公立大学法人による認定特定研究成果活用支援事業者、研究成果活用事業者、教育研究施設管理等事業者に対する出資を可能とするための所要の措置を講ずる。

また、指定国立大学研究成果活用事業者に対する出資については、指定国立大学法人における今後の実績を踏まえ、他の国立大学法人への拡大が検討される際に、公立大学法人への拡大を検討する。

(4) 地域産業・地方行政

○日本酒等の輸出拡大に向けた手続きの簡素化

- ・酒税の適正な課税を確保する観点から、現在の酒税法においては、製造場からの移出時に課税された酒類を、充填工場や販売事業者等を経て輸出する場合、製造者とその酒類について免税を受けるには製造場への戻入れが必要な規定になっている。また事業者がEMS(国際スピード郵便)を利用して輸出する場合に酒税の免税を受けるには、税関の輸出証明が必要となるため、税関での現物確認を受ける必要があり、こうした運用の結果、移送コスト・時間と免税による受益の比較衡量から、免税手続を経ずに輸出している事例もある。このため、財務省・国税庁は、多様なビジネスモデルを踏まえ、酒税の適正な課税を確保できる仕組みを導入することを前提として、事業者が簡便かつ合理的な方法で免税で輸出することができる具体的な方法を2025年の夏を目途に検討する。

○と畜検査における公衆衛生獣医師不足に対応した規制改革

- ・と畜検査に必要なと畜検査員(公衆衛生獣医師(公務員獣医師))が不足している地域があることから、と畜検査において獣医師以外が対応可能な検査補助範囲を明確化する措置を、2024年9月に講じた。

引き続き、将来的なAI技術等の活用に関する必要な調査・研究について、2025年度中に着手する。

○統計調査手法の見直し

- ・令和7年国勢調査について、2024年度に実施した試験調査の結果を踏まえ、郵送配布方式の導入を可能とするための国勢調査令の改正を2024年度中に行う。また、令和7年国勢調査の実施状況等を踏まえ、令和12年国勢調査における郵送配布方式の対象範囲の拡大、地方公共団体の事務負担軽減方策を検討する。

○条例公布時の「長の署名」における電子署名による方法の追加

- ・条例の公布に当たって長が行うこととされている署名について、有識者へのヒアリングや関係省庁との検討結果を踏まえ、電子署名により代替することを可能とするための所要の措置を講ずる。

2. 国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開

○調剤業務の一部委託に係る特例の全国展開

- ・地域における薬剤師の対人業務の強化及び対物業務の効率化のため、調剤業務の一部外部委託（薬局における調剤業務のうち、一定の薬剤に関する調製業務を、患者の意向やニーズを尊重しつつ、当該薬局の判断により外部に委託して実施することをいう。）を可能とする特例措置の全国展開に向けて、早期の関係法令改正を行う。

○小規模認可保育所における対象年齢の拡大

- ・原則として0～2歳を対象とする小規模認可保育所について、3～5歳のみの保育を可能とする特例の全国展開について、これに関する必要な規定を盛り込んだ児童福祉法改正案の早期の国会提出を図る。

なお、対象は、認可基準のうちA型の事業所とし、B型及びC型の事業所については、引き続き特区での実証や活用ニーズ等を踏まえて、全国展開の可否を検討する。

○国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の全国展開

- ・外国人による創業活動を促進するため、自治体が一定の要件を確認した場合には、在留資格「経営・管理」の基準である事業所の確保及び事業の規模の要件を入国後6カ月後までに満たす見込みがあれば入国を可能とする特例（国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）及び当該特例を活用し入国後、初回の在留資格更新時に必要な事業所について、自治体が認定するコワーキ

ングスペース等の利用を最大1年間認める特例に関して、外国人起業活動促進事業（経済産業省）へ一本化し最大在留期間を2年間とした上で全国展開するものとし、外国人起業活動促進事業に関する告示等を2024年12月に改正する（2025年1月施行予定）。

3. 新たに措置された規制改革事項等

○レベル3. 5飛行に係る無人地帯の取扱いの明確化

- ・ドローンのレベル3. 5飛行（補助者の配置等を必要としない無人地帯上空での目視外飛行）について、住宅地等の上空においても、飛行時における住宅等から人の出入りも含め、機体カメラにより飛行経路の直下及びその周辺が無人であることを確認しながら飛行できる状況であれば実施可能であることを明確化する措置を、2024年11月に講じた。

○型式認証取得に必要な書類に係る取扱いの明確化

- ・ドローンの型式認証取得に係る一層の負担軽減・予見可能性向上のため、米国等の当局に提出した書類など英語で作成された書類を、和訳することなく、型式認証の審査を行う国土交通省等に対して提出可能であることについて明確化する措置を、2024年9月に講じた。

○半導体関連産業における外国人材の就労円滑化

- ・自治体による受入れ企業の認定等を要件として、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る在留資格認定証明書交付申請の審査期間の明確化及び迅速化を図る国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業について、人手不足が懸念される半導体関連産業を対象分野に追加することとし、2024年9月に同事業の実施要綱を改定した。

○産業利用に係る適切な土地利用転換への対応

- ・2023年12月に行った土地利用転換の迅速化に向けた取組を踏まえ、地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）の現行制度の一層の活用を図るため、2024年7月に、同法を活用した事例集の拡充や開発許可に係る相談窓口の設置等の措置を講じ、これらについて地方公共団体等関係者に通知した。

○廃校等の既存建築物の用途変更許可に係る弾力的な運用の活用

- ・廃校となった学校等の利活用による地域再生やコミュニティの維持・活性化等の更なる推進に向け、市街化調整区域における空家等の既存建築物の用途変更許可の弾力的な運用について、2024年7月に、活用事例の公表や相談窓口の設置等の措置を講じ、これらについて地方公共団体等関係者に通知した。

○自動運航船の制度整備

- ・2030年頃までの本格的な自動運航船の商用運航の開始に向け、2026年までの合意形成を目指し自動運航船に関する国際ルールの策定を主導しているところであり、また、その状況も踏まえながら、「自動運航船検討会」において国内における暫定的な措置等の検討を2024年6月に開始した。

○行政手続の英語対応

- ・会社設立に必要な商業登記・定款認証に係る申請において、自治体の協力の下、英語での申請が完結するよう申請書およびこれに添付する定款等の英語での作成を支援する方策について、これを措置する旨の通知を2024年11月に発出した。
- ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働保険に係る法人設立に伴う届出手続については、「金融・資産運用特区」の対象地域として決定された自治体（北海道及び札幌市、東京都、大阪府及び大阪市、福岡県及び福岡市）の設置する開業ワンストップセンター等において、英語での届出等の作成・提出が可能となるよう、2024年10月に措置した。
引き続き、開業ワンストップセンター等での実施状況の検証を踏まえ、英語で手続を完結させることについて、システムや人材育成・確保の点も含め、効果的かつ効率的な方策について必要な検討を行う。

○高度人材ポイント制の特別加算の対象となる自治体の支援措置の明確化

- ・高度人材ポイント制において、自治体が支援措置を行う機関が受け入れる外国人に対する特別加算について、補助金の交付や支援税制を伴わない支援措置であっても対象となる場合があることを明確化するため、関連するガイドラインの改定を、2024年8月に行った。

○銀行によるGX関連事業の推進に係る「一定の銀行業高度化等会社」の枠組みの活用

- ・銀行法における「一定の銀行業高度化等会社」制度と同様に、国家戦略特区内に本店が所在する銀行が、届出により、国家戦略特区においてGX関連事業を行う会社の5%超50%以下までの議決権の保有（出資）を可能とするための内閣府令を2024年11月に措置した。

○プロ向けのベンチャー・ファンドへ出資可能な投資家に関する規制の緩和

- ・プロ向けファンドの販売・運用を届出のみで可能とする特例の対象となる投資家について、ベンチャー・ファンドはその範囲が拡大されている一方、当該拡大の対象となる投資家の出資額は出資総額の2分の1未満に制限されているところ、M&AやIPO等の実務経験のある者等について、国家戦略特区において出資額の制限を除外するための内閣府令を2024年11月に措置した。

○産後ケア事業の実施体制の強化等

- ・産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業の充実に向けて、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点での実施体制の強化等を盛り込んだ、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が2024年6月に成立し、公布された。

○企業主導型保育事業の規制改革

- ・企業主導型保育施設における地域枠の弾力的な運用を可能とする通知の発出、及び共同利用契約の締結を推進するための所要の措置を、2024年度上半期中に講ずるとともに、必要に応じた運用の見直しに向け、施設運営事業者等の現状や課題、ニーズについて、事業者団体との意見交換を実施した。